

事業系一般廃棄物 施設搬入について



環境局施設部
処理計画課

事業系一般廃棄物の施設搬入について、
例年はパワーポイントを使用して講習会で説明していますが、
書面での開催であるため、パワーポイントを印刷して説明を加えたテキストをお送りします。

説明内容がパワーポイントのスライドと重複する部分もありますが、御了承ください。

説明項目

- 計量について
- 年末年始の受入れについて
- 処理センター点検整備について
- 事業系一般廃棄物の受入基準等について
- 搬入不適物について
- 内容審査について
- 洗車について
- 搬入申請(年度更新)について

今回、説明する項目は、スライドに示す8点です。

計量について

平成29年3月27日から、浮島・堤根・王禅寺各処理センターにおいて、2度計量を実施しております。



ICカードは紛失することのないよう注意してください。また、車両の変更、廃車等で使用しないICカードにつきましては返却をお願いします。

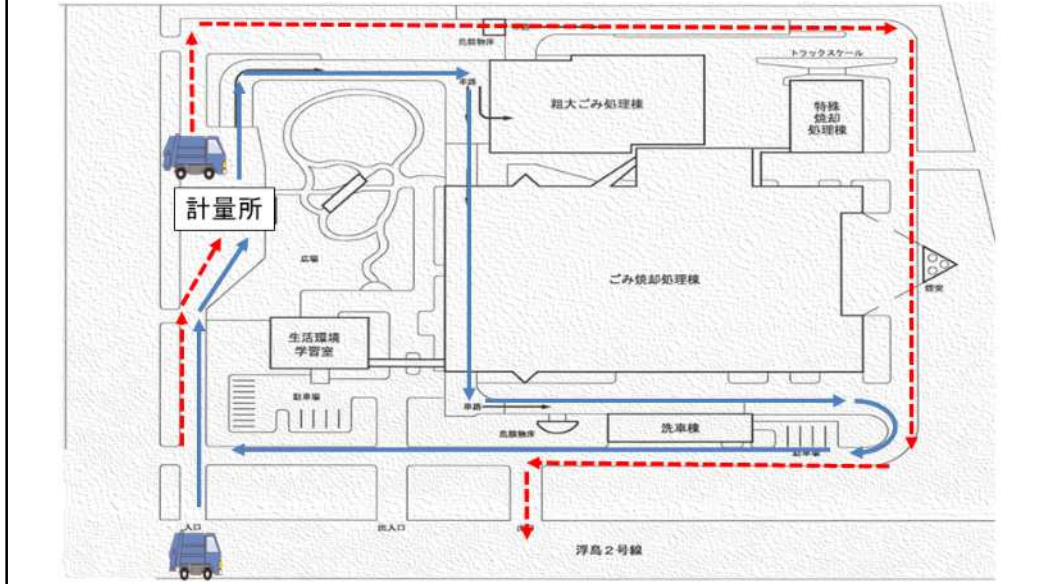
現在、計量につきましては、搬入時と搬入後にそれぞれ計量を行い、その重量差をごみの量とする2度計量を、浮島・堤根・王禅寺の各処理センターにおいて実施しています。

計量に使用していますICカードにつきましては、紛失することのないよう注意してください。
また、車両の変更や廃車等で使用しないICカードは返却をお願いします。

計量について

浮島処理センター（2度回り）

1度目 
2度目 

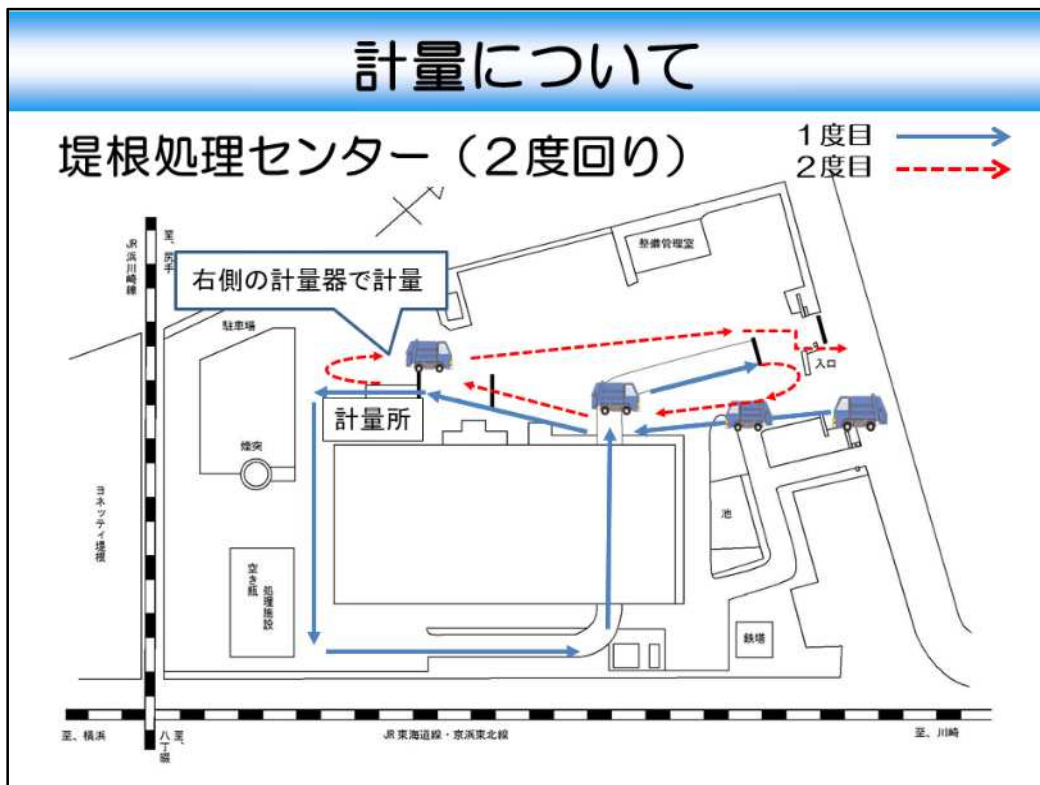


計量については、図のような流れで行います。
浮島処理センターは、同じ計量器を使用した2度回りとなります。
1度目は実線、2度目は点線の経路となります。

※混雑時は係員に指示に従ってください。

※現在、外壁改修その他工事のため、足場設置に伴い、計量棟出入口・計量棟側道・プラットホーム出口・洗車等裏の幅員が減少していますので注意して走行してください。（令和4年3月までの予定）詳しくはホームページを御確認ください。

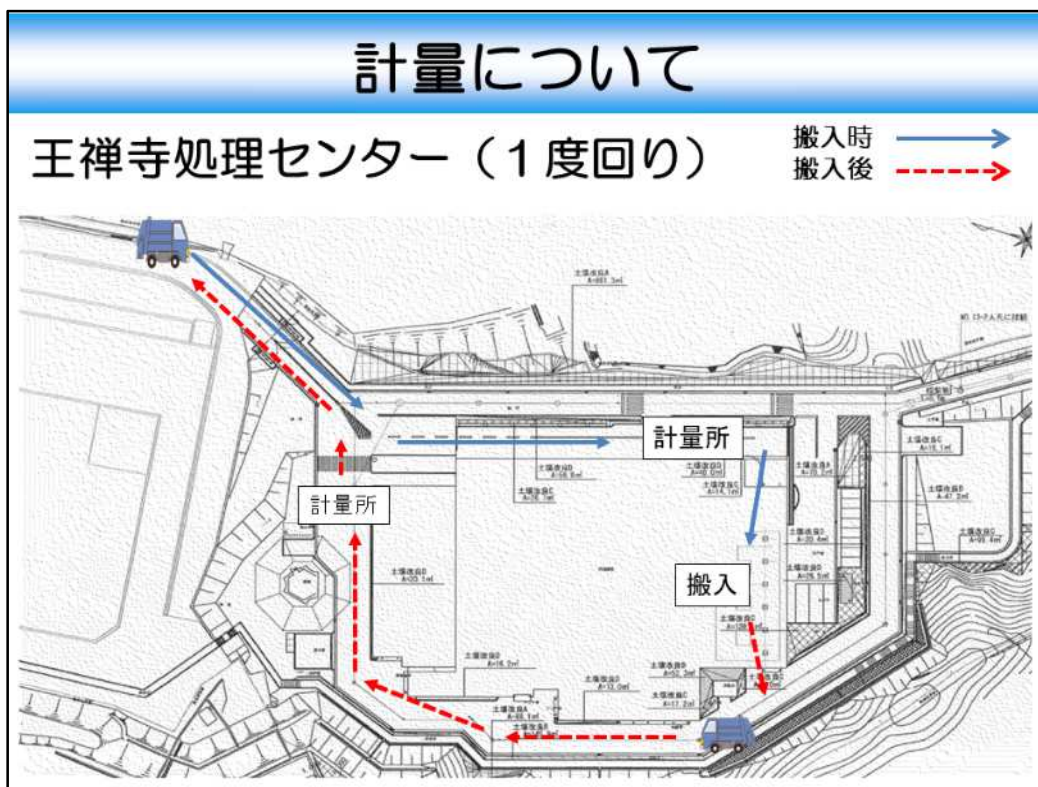
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000134367.html>



堤根処理センターは、浮島処理センターと同じく、同じ計量器を使用した2度回りとなります。

1度目は実線、2度目は点線が経路となります。

※混雑時は係員の指示に従ってください。



王禅寺処理センターは、入口と出口、2カ所の計量器を使用した1度回りになります。

※各処理センター内では導線上、他の車両と交差することや、施設を見学している方などがいる場合があります。

構内走行時は十分過ぎるほど注意し、一時停止や構内制限速度を守って走行してください。

また、処理センター内での長時間に及ぶ休憩は控えていただきますようお願いいたします。

年末年始の受入れについて

●年末の受入について

年末は12月31日（土）まで通常通り受入れを行います。

なお、12月25日（日）は、浮島処理センターのみ受入を行います。

年末の受入は、12月31日（土）まで、通常通り受入を行います。
なお、12月25日（日）は通常通りとなりますので、受け入れは、浮島処理センターのみとなります。

年末年始の受入れについて

●年始の受入について

年始は1月4日（水）から通常通り受入れを開始します。

なお、1月2日（月）は事前に「年始特別搬入申請書」により申請していただいている業者に限り、浮島及び王禅寺処理センターで受入を行いますので御了承ください。

年始の受入は、1月4日（水）から、通常通り受入を開始します。

基本的に1月1日から1月3日までは受入を行いませんが、1月2日（月）は事前に「年始特別搬入申請書」により申請をしていただいている業者に限り、浮島処理センター及び王禅寺処理センターで受入を行いますので御了承ください。

堤根処理センターの点検整備について

- 点検整備期間について

令和5年 1月29日から

令和5年 2月 2日まで（予定）

期間や詳細については、後日
掲示等でお知らせいたします。

点検整備期間は、令和5年1月29日から令和5年2月2日までの予定です。
詳細については、決まり次第、処理センター内の掲示等でお知らせいたします。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

●関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例
第26条2

前項の承認を受けた事業者が、事業系一般廃棄物を指定処理施設へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならない。

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則
第12条

条例第26条第2項に規定する受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の区域内で生じた廃棄物であること。
- (2) 指定処理施設において処理できる性状及び形状の廃棄物であること。
- (3) 指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物であること。
- (4) 承認の内容と異なる廃棄物でないこと。
- (5) 一般廃棄物処理計画の内容に適合するものであること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

事業系一般廃棄物の受入基準等について、説明します。

まず、受入基準が明記されています関係法令等について、説明します。

最初に根拠条例についてですが、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条第2項で、「事業系一般廃棄物を指定処理施設（浮島・堤根・王禅寺処理センター）へ搬入する場合は、市長の定める受入基準に従わなければならない。」と定められています。

「市長の定める受入基準」については、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則第12条に記されており、まず、第1号で「本市の区域内で生じた廃棄物であること。」すなわち、川崎市内で発生したものであることが大前提となります。次に、第2号で「処理施設で処理できる性状及び形状の廃棄物であること。」その次に、第3号で「処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物であること。」が記されています。具体的な内容は、「一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱（※）」第10条に記されていますので、次のスライドをご覧ください。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

● 関連法令等（抜粋）

○ 一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱

第10条

規則第12条第2号に規定する指定処理施設において処理できる性状及び形状は、別表1のとおりとする。

2 規則第12条第3号に規定する指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 有害性物質を含まないもの
- (2) 危険性のないもの
- (3) 爆発性のないもの
- (4) 著しく悪臭を発しないもの
- (5) 焼却可能なもの
- (6) 不完全燃焼を起こすおそれがないもの
- (7) 公害の発生するおそれのないもの
- (8) その他

一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱第10条について、まず先に第2条に記載の規則第12条第3号から説明しますと、「指定処理施設において、設備及び処理の業務に支障を来すおそれがない廃棄物」とは、

- (1) 有害性物質を含まないもの
- (2) 危険性のないもの
- (3) 爆発性のないもの
- (4) 著しく悪臭を発しないもの
- (5) 焼却可能なもの
- (6) 不完全燃焼を起こすおそれがないもの
- (7) 公害の発生するおそれのないもの
- (8) その他

とされています。

これからの季節、特に居酒屋さんなどから排出される廃棄物にカセットコンロのボンベなどが混入する可能性があります。

回収の際にはくれぐれも注意するよう、収集運搬をされる従事者の方にご周知くださるよう、お願いいたします。

次のスライドで、一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱第10条の第1条に記載の、規則第12条第2号に規定する別表1を紹介します。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

別表1 指定処理施設において処理できる廃棄物の性状及び形状		
紙類	a 紙くず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
木・草類	a 木製品、木くず等	長さ50cm、幅20cm程度に切断してあるもの。
	b 角材、丸太等	長さ50cm、太さ10cm程度に切断してあるもの。
	c おがくず等	投入時にごみピット外へ飛散しないよう防止してあるもの。
	d 枝葉類	長さ50cm程度に切断し、小さく束ねてあるもの。
繊維類	a 繊維くず等	バラ状に切断し、小さく束ねてあるもの。
	b テープ状のもの	長さ1m程度に切断してあるもの。
厨芥類	a 食品残渣	できる限り水分・油分を除去してあるもの。 焼却可能な大きさであること。
その他	上記以外にあっては市の指示によること。	

一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱第10条第1条に記載の、規則第12条第2号の別表1です。
指定処理施設において処理できる廃棄物の性状及び形状を示しています。

内容としては表のとおりですが、特に、木・草類をご覧ください。

木製品、木くず等は長さ50cm、幅20cm程度に切断してあるもの。

角材、丸太等は長さ50cm、太さ10cm程度に切断してあるもの。

枝葉類は長さ50cm程度に切断し小さく束ねてあるもの。

すなわち、木・草類については、長さは50cm、幅は20cm、太さ10cm程度のものが最大となります。

あまりに太かったり、大きかったりするものは、焼却炉に入らなかったり、不完全燃焼を起こす可能性があることが理由です。

事業系一般廃棄物の受入基準等について

○指定処理施設及び搬入日時等

搬入区分	搬入日時	排出事業者の所在地(廃棄物の発生場所)	指定処理施設		
			浮島処理センター	堤根処理センター	王禅寺処理センター
定期搬入	【月曜日から土曜日】 搬入時間 8:00～12:00 12:50～16:00	川崎区	○	×	×
		幸区	○	×	×
		中原区	○	○	○
		高津区	○	○	○
		宮前区	○	○	○
		多摩区	○	○	○
		麻生区	○	○	○
	【日曜日】 搬入時間 9:00～12:00 12:50～14:45	全区	○	×	×

次に、指定処理施設及び搬入日時等です。
こちらが、一覧表になります。

表の見方ですが、このテキストを御覧になっている一般廃棄物処理業者の皆様の搬入区分は「定期搬入」になります。

左から「搬入日時」、「排出事業者の所在地(廃棄物の発生場所)」、「指定処理施設」の順で並んでいますが、○は搬入可能、×は搬入不可を示しています。
特に注意点としましては、表の「×」です。

川崎区、幸区から発生した廃棄物の搬入先は特定の場合を除き、搬入日時に関わらず「浮島処理センター」のみとなり、「堤根処理センター」「王禅寺処理センター」には搬入できません。

内容審査時に、川崎区・幸区の廃棄物が「堤根処理センター」「王禅寺処理センター」に搬入が確認されている例が時より見受けられますので、絶対搬入しないようにお願いします。

搬入不適物について

●医療系廃棄物



チューブや手袋は
廃プラスチック類
やゴムくずなどの
産業廃棄物に
なるため、
搬入できません。

【注意】
血液が付着した
紙くず等、感染の
恐れがあるものも
搬入できません。

次に、搬入不適物について説明します。

最初にお見せしますのは医療系廃棄物です。

チューブや手袋は廃プラスチック類やゴムくずなどの産業廃棄物になるため、搬入できません。

また、血液が付着した紙くず等、感染の恐れがあるものは、「感染性廃棄物」といい、「特別管理廃棄物」に区分されることから、搬入できません。

処理センターでの内容審査において、度々、搬入不適物として指摘・指導させていただいております。

新型コロナウイルスの感染も拡大する中で、回収事業者の皆さまの安全にも関わりますので、

医療機関からの回収の場合はくれぐれもご注意ください、お願いいたします。

搬入不適物について

●水銀使用製品廃棄物

蛍光灯・ボタン電池・水銀体温計・水銀式血圧計等の水銀使用製品は産業廃棄物に分類されることから搬入できません。



※処理センターの排ガスから基準を超える水銀が検出されると、焼却炉を停止しなければならない恐れがあります。

絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

こちらは、水銀使用製品廃棄物です。

蛍光灯・ボタン電池・水銀体温計・水銀式血圧計等の

水銀使用製品は産業廃棄物に分類されることから搬入できません。

また、これらが処理センターに搬入され、
処理センターの排ガスから基準を超える水銀が検出されると、焼却炉を停止しなければならなくなる恐れがあります。

絶対に搬入しないよう、御協力をお願いします。

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ビニールや
白色トレイは、
汚れていても
廃プラスチック類に
分類されることから
産業廃棄物に
なります。
そのため、
搬入できません。

こちらはビニールや白色トレイです。

ビニールや白色トレイは、
汚れていても「廃プラスチック類」に分類されることから産業廃棄物になります。
そのため、搬入することはできません。

搬入不適物について

●廃プラスチック類



ペットボトルも
ビニールと同様に
廃プラスチック類
に分類される
ことから、
産業廃棄物に
なります。
そのため、
搬入できません。

こちらはペットボトルです。

ペットボトルもビニールと同様に「廃プラスチック類」に分類されることから、産業廃棄物になります。
そのため、搬入することはできません。

処理センターに搬入される不適物の大半がこれら廃プラスチック類です。
家庭系の場合は容器包装に分類されものを除いたプラスチック製品については普通ごみという区分で市の焼却場に搬入されますが、
事業系については法令上、産業廃棄物に分類されることから搬入できません。
排出事業者の方には状況に応じて市の方からも排出指導させていただきますが、
皆さまからも排出事業者の方への周知について、ご協力くださるよう、この場をお借りしましてお願いいたします。

搬入不適物について

●金属くず



空缶は
産業廃棄物の
金属くずに
分類されるため、
搬入できません。

こちらは空き缶です。

空き缶は産業廃棄物の「金属くず」に分類されるため、
搬入できません。

搬入不適物について

●コンクリートくず、がれき類



コンクリートくずや
がれき類は
産業廃棄物に
なるため、
搬入できません。

こちらは、コンクリートくずです。

コンクリートくずやがれき類は産業廃棄物になるため、搬入できません。

搬入不適物については以上となります。

なお、産業廃棄物について不明な点がありましたら、廃棄物指導課までお問い合わせをお願いいたします。

内容審査について

●関連法令等（抜粋）

○川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則
第12条の2

施設搬入をしようとする者は、市長が行う受入基準に係る審査に協力しなければならない。

○一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱
第17条

規則第12条の2の規定に基づき、市は施設搬入される廃棄物について、適宜その内容を審査することができるものとし、廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者は、その内容審査に協力しなければならない。

第18条

市長は次の各号のいずれかに該当するときは、条例第27条の規定に基づき、廃棄物の受入を拒否することができる。

(1) 事業者が前条に規定する内容審査に協力しないとき

続いて、不適物の搬入防止のための内容審査について説明します。

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則第12条の2に、「施設搬入をしようとする者は、市長が行う受入基準に係る審査に協力しなければならない。」と記されており、

一般廃棄物の施設搬入に関する取扱要綱の第17条においても、「市は施設搬入される廃棄物について、適宜その内容を審査することができるものとし、

廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者は、その内容審査に協力しなければならない。」

と記されています。

これは、不適物の搬入により、焼却炉が故障し、廃棄物の受入れができなくなるなど、市民生活に支障が出る恐れがあるため、また、法令遵守のために、内容審査の実施への協力を要請するものです。

なお、同要綱の第18条においては、事業者が内容審査に協力しないときは、廃棄物の受入を拒否することができる旨が記されています。

作業が大変忙しい中とは存じますが、急な協力をお願いすることがございますので、収集運搬を行う従事者の方には十分ご周知くださるようお願いいたします。

不適物の搬入防止に
ご理解とご協力を
お願いします。



今、説明させていただきました部分も含め、
施設搬入に関する取扱い要綱の抜粋を添付しています。
後程ご覧になってください。

今後についても
不適物の搬入防止に、ご理解とご協力をお願いします。

洗車について（１）

搬入車両の汚水の排出及び汚水排出後の汚れの洗い流しにつきましては、処理センターで対応が可能です。

なお、処理センターごとに構造が異なることから、各処理センターにより対応方法が異なる場合がありますので、対応方法・対応時間の詳細につきましては、処理センターのピット前の作業員に御確認ください。

次に、処理センター内での洗車（汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流し）について御説明いたします。

搬入車両の洗車（汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流し）につきましては、処理センターで対応が可能です。各処理センターで対応方法が異なる場合がありますので、対応方法・対応時間の詳細につきましては、処理センターのピット前の作業員に御確認ください。

洗車について（２）

汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流しの作業を行う場合は、立入禁止区域に入らないように作業を行っていただくか、立入禁止区域に入る場合は、墜落制止器具を着用していただき、安全最優先での作業に御協力ください。

また、汚水の排出や汚水排出後の汚れの洗い流しの作業を行う場合は、立入禁止区域に入らないように作業を行っていただくか、立入禁止区域に入る場合は、墜落制止器具を着用していただき、安全最優先での作業に御協力ください。

搬入申請（年度更新）について

搬入申請(年度更新)は二年に一度の申請に変わりました。

今年度は申請が必要な年度です。

書類の送付時期：12月中旬頃

申請の受付時期：1月中旬から下旬
(予定)

最後に、年度更新の搬入申請について御説明します。
搬入申請(年度更新)は、二年に一度の申請に変わりましたが、
今年度は申請が必要な年度になります。

年度更新用の搬入申請書類は、郵送いたします。
書類の送付時期は、12月中旬頃、申請の受付は1月中旬から下旬を予定しています。
お手数をおかけいたしますが、必ず申請していただきますようお願いいたします。

御覧いただき
ありがとう
ございました。

